



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年8月1日金曜日 第632号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

○ 麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則……………（業務衛生課）… 593

### 告 示

- 要措置区域の指定……………（環境・ゼロカーボン推進課）… 594
- 形質変更時要届出区域の指定……………（ ）… 594
- 医療機関の指定……………（保健福祉課）… 594
- 施術機関の指定……………（ ）… 594
- 指定医療機関の変更……………（ ）… 594
- 指定医療機関の廃止の届出……………（ ）… 594
- 医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定……………（ ）… 595
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出……………（ ）… 595
- 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出……………（ ）… 595
- 指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出……………（ ）… 595
- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（3件）……………（農地整備課）… 595
- 道路の区域変更（県道金子中萩停車場線）……………（東予地方局管理課）… 596
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 596
- 開発行為に関する工事の完了……………（中予地方局建築指導課）… 596
- 指定道路の指定……………（ ）… 597
- 道路の区域変更（一般国道378号外）……………（南予地方局西予土木事務所）… 597
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 597

### 公 告

○ 医療情報システムの借入れ……………（障がい福祉課）… 597

### 正 誤

○ 令和7年7月11日付け第626号愛媛県告示第680号（土地改良区役員の就退任の届出）中……………（南予地方局農村整備課）… 598

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 規 則

#### ○愛媛県規則第32号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村時広

#### 麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和40年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第4号（第2条関係） 麻薬年間受払届</p> <p>麻薬年間受払届 （ 年）</p> <p>省略</p> <p>麻薬業務所の 所在地及び名称</p> <p>省略</p>	<p>様式第4号（第2条関係） 麻薬年間受払届</p> <p>年麻薬年間受払届</p> <p>省略</p> <p>麻薬業務所所在地 及び名称</p> <p>省略</p>

品名	単位	前年10月	受入数量	払出数量	本年9月	省略
		1日現在の在庫数量			30日現在の在庫数量	

品名	前年10月			受入			払出			本年9月			省略
	1日在庫									30日在庫			
	単位	個数	総数量	単位	個数	総数量	単位	個数	総数量	単位	個数	総数量	

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

○愛媛県告示第738号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、次のとおり要措置区域を指定する。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

西条市今在家1067番1の一部、1067番2の一部、1070番1の一部、1071番1の一部、1071番3の一部及び1075番1の一部（次の図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 要措置区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課及び愛媛県西条保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第739号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域を指定する。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

西条市今在家1068番1の一部、1068番3の一部、1069番1の一部、1069番2の一部、1070番1の一部及び1071番1の一部（次の図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課及び愛媛県西条保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第740号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療

機関を次のように指定した。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
あすなろ薬局今治本店	今治市米屋町3丁目2-10	令和7年6月1日

○愛媛県告示第741号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の氏名	施術機関の住所	指定年月日
丸山颯人	今治市古国分1丁目5-62番地10	令和7年4月24日

○愛媛県告示第742号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
ひらやま内科・呼吸器内科クリニック	(変更後) 八幡浜市松谷三丁目1024番地1	令和7年5月3日
	(変更前) 八幡浜市1024番地1	
よりみつ眼科	(変更後) 八幡浜市矢野町一丁目1227番地3	令和7年5月3日
	(変更前) 八幡浜市1227番地3	

○愛媛県告示第743号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村時広